確定申告

1 自宅で申告 (e-Tax)

会場に行かなくても、マイナンバーカードで自宅から申告ができます。申告書作成には、国税庁ホーム ページ「確定申告書等作成コーナー」をご活用ください。

詳しくは

圆○確定申告など=国税庁ホームページ「タックスアンサー」・「チャットボット(ふたば)」 ○e-Tax・ 作成コーナーの操作など=e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901、受付=月~金曜日(祝 日を除く))

2 会場で申告

所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を受け付けます。申告書は、原則、スマートフォンから自身 で作成します。





入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

とき(土・日曜日、祝日を除く)		ところ	対象
~2月15日® ※贈与税のみ2月1日®以降	午前9時〜午後4時 ※午後4時前に終了する場合あり	高田税務署	還付申告のみ
2月16日雨~3月15日⊛		市民プラザ ※高田税務署では受け付けしていません	全て

む 問合せ…高田税務署(☎025-523-4171)

給付金の申請はお早めに

所得の少ない子育て世帯への生活支援特別給付金

まだ申請していない人は、期限までに手続きしてください。なお、申請が不要な人には振り込み済みです。

個支給額=児童1人につき10万円 💵 2月28日∞までに申請書類一式を、こども課(☎025-520-5726) または 各総合事務所に提出 ※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●申請が必要となる世帯

令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害がある場合は20歳未満)を養育している世帯で、次のいずれかの世帯

○ひとり親世帯(収入が児童扶養手当を受給できる水準の世帯)

- ①公的年金の受給により、令和4年4月分の児童扶養手 当を受給していない世帯
- ②4月分の児童扶養手当を受給していない が、新型コロナウイルス感染症の影響に より、令和2年2月以降の収入が児童扶 養手当を受給できる水準にある世帯



○ひとり親世帯以外(収入が住民税非課税の水準の世帯)

- ①令和4年度(令和3年分)住民税が非課税で、令和4 年4月分児童手当を受給していない世帯
- ②令和4年度(令和3年分)住民税が課税 されているが、新型コロナウイルス感染 症の影響により、令和4年1月以降の収 入が住民税非課税の水準にある世帯



住民税均等割のみ課税世帯への価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への影響を踏まえ、市独自の取組として令和4年度(令和3年分) 住民税が均等割のみ課税されている世帯に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給しています。

予め対象と見込まれる世帯には12月上旬に「支給のお知らせ」または「確認書」を送付し、順次給付金を支給しています。 まだ確認書を提出していない人は、期限までに手続きしてください。

圀基準日(令和4年9月30日)に上越市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度(令 和3年分)の住民税が均等割のみ課税されている世帯(ただし、世帯全員が住民税を課 税されている人の扶養になっている場合を除く) 個支給額=一世帯当たり2万5千円





申2月28日必までに福祉課(☎025-520-5697)